

# 加古川市中学校部活動ガイドライン (改訂版)

平成 31 年 3 月

加古川市教育委員会



## はじめに

部活動は、学校教育の一環として行われ、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ能力や態度を育成したり、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感を養ったりするなど、様々な教育的効果があり、明るく充実した学校生活を送るうえで大きな役割を果たしています。

また、顧問をはじめとした関係者の指導のもと、生徒同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることができる大変有意義な活動です。

しかしながら、近年、少子化による生徒数の減少やそれに伴う教員の減少、専門的な指導力を持った顧問の不足、生徒のニーズや保護者からの多様な要望への対応などの課題も出てきています。さらに、教職員の働き方改革の一環から顧問教員の超過勤務の増大などが問題になり、現在は、持続可能な部活動のあり方が問われています。

平成 30 年 3 月にスポーツ庁から、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されたことと、兵庫県教育委員会から「運動部活動の在り方に関する方針」として、平成 30 年 9 月に「いきいき運動部活動（4 訂版）」が示されました。また、平成 30 年 12 月には文化庁からも、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されました。

生徒の運動・文化に関する新しいニーズとして、競技力・技術力の向上以外にも、レクリエーション志向の活動に親しむことも期待されるようになりました。

少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期における環境の整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められます。そこでは、希望する生徒が学校以外の活動において、さらに活動に親しんだりあるいは専門的な技術を高めたりする場を確保する必要があると考えています。

このような状況を踏まえ、本市では、ノ一部活デーや安全管理の徹底など適正な部活動の実施を、学校教育における喫緊の課題として位置づけ、心身ともに豊かな生徒の成長にとっての教育的効果が十分に発揮できるよう、本ガイドラインを策定しました。

今後、加古川市の生徒が、学校教育と社会教育の両面からスポーツや文化及び科学等に親しむことを可能とするとともに、生涯にわたって豊かな生活を実現する資質・能力を育むことができるように環境整備を進めてまいります。保護者をはじめとして広く市民の方々のご理解をお願いいたします。

平成 31 年 3 月

加古川市教育委員会

## 目 次

### 第Ⅰ部 充実した部活動を推進するために

- 1 本市部活動の現状及び課題 . . . . . 1
- 2 部活動の意義 . . . . . 2
- 3 部活動の運営と指導
  - (1) 本市部活動の運営と指導に関する基本方針 . . . . . 3
  - (2) 学校組織全体での運営 . . . . . 4
  - (3) 部活動における指導のあり方
    - ・安全管理と事故防止 . . . . . 5
    - ・ゆとりある生活の確保 . . . . . 6
    - ・参加する大会・対外試合の精選 . . . . . 7
    - ・家庭・地域との連携 . . . . . 8

### 第Ⅱ部 部活動を適正に推進するために

- Q 1 部活動の種目決定はどのようにしますか。 . . . . . 10
- Q 2 運動部活動における合同チームの編成はどのようにしますか。 . . . . . 11
- Q 3 部活動を目的とした校区外就学の規程はどうなっていますか。 . . . . . 12
- Q 4 外部技術指導者の派遣はどうなっていますか。 . . . . . 13
- Q 5 ノー部活デーの基準はどのようになっていますか。 . . . . . 14
- Q 6 小学校の課外における体育活動はどのように考えればいいですか。 . . . . . 15
- Q 7 必要な経費の取扱いはどのようにすればいいですか。 . . . . . 16
- Q 8 熱中症に対する練習中止や中断の判断基準はありますか。 . . . . . 17

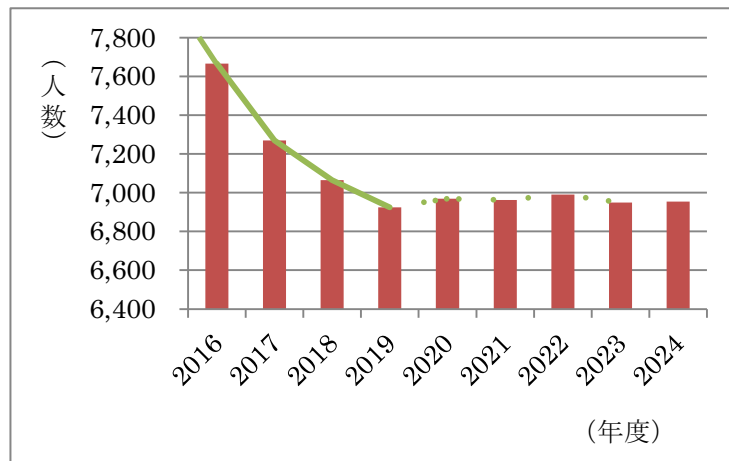
## 第 I 部

充実した部活動を推進するために

## 1 本市部活動の現状及び課題

本市の人口は、2012（平成 24）年度をピークに減少に転じました。中学校生徒数においても、2011（平成 23）年度の 8,266 人を境に減少しており、2019（平成 31）年度には 7,000 人を割りました。

人口減少の学校では部活動を維持することが困難になってきており、部活動の数も減少しつつあります。地域によっては、さらに子どもの減少が予想され、学校においては、教員数の削減にともない、一層部活動を維持しにくくなってくるものが予想されます。



【中学校生徒数の推移】

団塊の世代の大量退職に伴い、若手教員が多く採用される中、技術指導のみならず、部活動の運営や保護者対応、生徒指導等、ベテラン教員の指導技術の伝承が難しいという課題もあります。また、部活動の専門的な知識や技能を持っているにも関わらず、専門外の部活動を担当し、技術指導に悩みながら土日も部活動に取り組んでいる教員もいます。これにともない、仕事のペースに慣れない若手教員は、どうしても勤務時間が超過する傾向にあります。

一方、地域や保護者からは、生徒は幼少期からいろいろな文化・体育活動を経験する中で、中学校部活動に対する期待も様々な態様で求められています。

進学先の中学校に継続してきた部活動がない場合、やりたい部活動のある学校に校区外就学したり、学校の部活動には入らずに学校外のクラブチーム等で活動したりするケースも見られるようになりました。

こういった現状の中、活動時間や種目の問題等により、指導者が十分に確保できないといった課題もありますが、専門的な技術指導の充実を目指して、外部技術指導者を派遣し、専門的な技術指導にあたる体制作りも進んでいます。

反面、顧問に対し、勝つことや優秀な成績を収めること（全国大会等へ出場すること）のみを重視して長時間の厳しい練習を望む声もあり、そのような声や周囲の期待に応えようとして、行き過ぎた指導や体罰につながるおそれも危惧されています。

## 2 部活動の意義

学校教育の一環として行われる部活動は、学級や学年を超えて同好の生徒が自主的・自発的に集い、顧問をはじめとした関係者の指導のもと、個人や集団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通じて、様々なことを学ぶ教育活動です。

具体的には、次のような教育的意義があります。

- ・学校生活の充実
- ・体力の向上や健康の保持増進
- ・自主性、協調性、責任感、連帯感の育成
- ・豊かな人間性の育成
- ・専門的な知識及び技能の習得

このような生涯にわたり運動や文化に親しむ能力や態度を養うことで、技術面のみならず、心も身体も成長し、豊かな社会性を育むことにつながります。



### 3 (1) 本市部活動の運営と指導に関する基本方針

中学校学習指導要領解説保健体育編に「運動部の活動は、・・・(中略)・・・生徒に任せすぎたり、勝つことのみを目指したりした活動にならないよう留意する必要もある」と記述されているように、運動部活動では、大会等で勝つことや優秀な成績を収めることのみを重視し、過重な練習を強いることがないようにすることと健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導が求められます。このことは、文化部活動も同様です。

部活動指導に当たっては、技術的な指導のみならず、協調性や責任感、規範意識など、技術や技能以外の点についても適切な指導を行う必要があり、生徒との信頼関係のもとに、お互いを尊重し合いながら進めることが大切です。

特に、体罰やいじめは、人権尊重の観点からもあってはならないものであり、部活動の指導にあたっては、教員一人一人が、絶対に体罰をしない、いじめを絶対に許さないという強い決意を持って臨むことが必要です。校内研修や顧問間の連携など、学校全体として体罰防止及びいじめ防止について取り組むことが重要です。

これらを踏まえ、教員は部活動の運営と指導のあり方について研修を深め、継続して指導力向上に努めることが大切です。

#### 1 生徒の将来的な成長へ向けた指導

部活動の適切な運営や指導となるよう、部員全員が対象であることを踏まえ、生活のバランスや生徒の将来的な成長へ向けて教育的な配慮が大切です。また、生徒の自己肯定感を高め自信を持たせるような対話を重視した指導も必要です。

休日もなく、毎日練習するスケジュールや活動時間などでは、部活動での成果が期待できなくなるばかりか、学校生活への悪影響も懸念されます。

#### 2 一人一人を大切にしたい指導

学年や個人差に十分配慮した活動内容と方法を工夫し、段階的、計画的な指導を行うことが必要です。また、一人一人の生徒の健康や体力等の状況を把握し、個人や集団の能力に応じた練習方法で活動することが大切です。

また、部活動の教育的効果を考えるとき、試合やコンクール等に出る機会が少ない生徒が意欲を持ち続けることができるよう、一人一人に役割を持たせる等、様々な工夫が必要です。その中で、団体・チームとしての一体感が生まれてきます。“認められて育つ”という発想の中で、顧問等が意図的な言葉かけや手立てを行い、互いに支え合う心や態度を育む指導が重要です。



## 3 (2) 学校組織全体での運営

部活動は、顧問の積極的な取組に支えられるところが大きいと考えられますが、学校教育の一環として、学校の管理のもとに行われるものであることから、各活動の運営、指導が顧問に任せきりにならないように、校長のリーダーシップのもと、学校組織全体で部活動の運営や指導の目標、方針を作成することが必要です。

### 1 部活動の目的、活動方針及び計画の設定

学校組織全体で部活動の目的や活動方針を検討し、明確にしておくことが大切です。さらに、活動方針に基づき、休養日や精選された大会等を含め各部活動の活動計画を作成することが必要です。具体的には、活動計画を毎月校長に提出し、いつでも公表できるようにします。あわせて、実績報告や変更などについても、いつでも公表できるようにします。

### 2 顧問による情報交換の実施

日常の指導において生徒の健康管理、安全確保、栄養管理等に取り組むためには、校内の保健体育科担当教員や養護教諭等の専門的知見を有する関係者の協力を得ることが効果的です。また、経験の浅い顧問に部活動のあり方や運営・指導方法等についてアドバイスをする機会を設定し、情報共有を図ることも必要です。

### 3 複数の教職員が見守る体制の構築

日常の運営、指導において、顧問、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携を図り、複数の教職員が生徒を見守ることで、学校生活全般における生徒への効果的な指導につながります。



### 3 (3) 部活動における指導のあり方 (安全管理と事故防止)

部活動において、活発な活動が展開され、多くの成果を上げていくことは大変すばらしいことですが、生徒の安全が確保されていることが大前提です。日頃から顧問と生徒の事故防止に対する意識を高めるとともに、事故を未然に防ぐための行動を適切にとることも大切です。また、万が一の事故発生に対応できるよう、初期対応やAEDの使用方法など危機管理マニュアルを教員が共通理解し、緊急体制を確立しておく必要があります。

#### 1 健康状態の把握

部活動の目的は、生徒の心身の健康な発達が1つの目標であることから、個々の健康状態を把握することは重要であり、下記の内容等について留意することが大切です。

- (1) 日頃から自分の健康管理について関心や意識を持たせ、適度な休養の確保と栄養の補給に留意させる。
- (2) 活動に際しては、生徒の健康観察を適切に行い、体調がすぐれない生徒に対しては、無理をさせず、活動内容を制限するか、休ませるかを適切に判断する。
- (3) 健康診断（心電図検査等）で異常が認められた生徒に対しては、医師の指示に従うとともに、養護教諭、学級担任、保護者等との連携を密にし、健康状態について常に把握しておく。

#### 2 安全点検と安全指導

部活動でけがや事故が発生している現状から、未然に防止し、安全な活動を実現するために、学校全体として下記の内容等に留意した体制づくりが必要です。

- (1) 練習場所、使用器具の整備・点検に努め、生徒にも使用前の安全確認の習慣化を図る。
- (2) 施設・用具の使用方法に従って正しく使用するとともに、その施設・用具に内在する危険性に留意し、事故が起きないように常に注意して使用するよう指導する。
- (3) 保健体育科の授業や部活動を通して応急手当に関する指導を行うとともに、事故発生時の行動の仕方についても指導する。あわせて、危機管理マニュアルに沿って、事故発生時にすばやく対応できるように、職員研修を実施する。

#### 3 天候等を考慮した指導

近年、部活動中の熱中症や落雷等による事故が発生しており、下記のような天候等を考慮した指導、体制づくりは重要です。

- (1) 活動時の気象条件に留意し、特に高温・多湿下においては、適切な水分の補給や健康観察を行い、熱中症に十分注意する。〈参照：P17 Q8〉
- (2) 暴風や雷等に対して、練習の中止や中断の判断が的確に行えるよう、気象情報の収集に努めるとともに、判断基準を明確にしておく。

### 3 (3) 部活動における指導のあり方 (ゆとりある生活の確保)

長時間にわたる練習や休養日のない部活動は、生徒と顧問両者の負担を増やすことにつながります。生徒にとっては、計画された時間の中で集中的に活動し、定期的に休養することで心身のリフレッシュを図ることができます。そうすることで、次の練習効果や学習全般での教育効果をさらに高めることにつながります。活動と休養のバランスがとれた指導が大切です。

#### 1 ノー部活デーの実施

生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫し、休養日や積極的休養日(※注)、活動時間を適切に設定するなど、バランスのとれた生活や成長に配慮した部活動実施の工夫が必要です。ノー部活デーを学校全体で実施する等、計画的に実施し、ゆとりある生活を送ることができるよう努める必要があります。

※注 積極的休養日

練習の翌日に、軽い練習で体を適度に動かすことによって、回復を促す日のこと

#### 2 効率的で効果的な部活動指導

適度な休養や規則正しい生活は、けがの防止や効率的な体力向上、さらには、高いパフォーマンスにつながることを科学的に証明されています。科学的・合理的なトレーニングや効率のよい練習を工夫し、短時間であっても充実した活動が展開されることが大切です。

「いきいき運動部活動 (4訂版)」 兵庫県教育委員会 平成30年9月

##### 「ノー部活デー」の取組

- 学期中は週当たり2日以上休養日を設定する。長期休業中も学期中に準じる。(平日及び土日等の休業日にそれぞれ1日以上設定)
- 1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度とする。

※文化部活動については、県教育委員会の通知を受けて、記載することとする。

### 3 (3) 部活動における指導のあり方 (参加する大会・対外試合の精選)

中学校体育連盟主催大会、各種コンクールや発表会のほか、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会が開催されています。学校長や顧問は、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮し、参加する大会等を精選する必要があります。

#### 1 年間活動計画等の作成

学校教育（行事）を最優先し参加する大会を精選した上で、年間の活動計画を作成します。作成する際は、まず、中学校体育連盟主催大会、それに同等する文化関係団体主催の各種コンクール大会への参加を中心に考え、その次に、市町村主催、関係団体主催などの大会や発表会等への参加や遠征等について検討するなど、計画的に取り組むことが必要です。さらに、年間活動計画に基づき、1カ月や1週間ごとの計画を立てることも大切です。

#### 2 生徒や保護者の負担軽減

大会や対外試合が生徒の疲労につながらないように、企画運営することが必要です。大会や対外試合等で遠方へ移動する際は、公共交通機関及びバス借上げが必要となりますが、保護者の出費等、負担はできるだけ少なくなるよう、利用する交通機関を精選することも大切です。



### 3 (3) 部活動における指導のあり方（家庭・地域との連携）

部活動は学校教育の一環として行われており、保護者の理解を得ることは重要で、保護者の支援、協力が不可欠です。生徒の活動が充実したものになるように、学校は、日ごろから保護者との信頼関係を築くことが大切です。

また、顧問の状況や生徒のニーズ等によっては、技術的な指導は、地域などでの優れた指導力を有する外部指導者に協力を得て行うことが効果的な場合も考えられます。地域や学校の実態に応じ、関係団体、総合型地域スポーツクラブ等とも連携することも必要です。

#### 1 保護者との信頼関係の確立

保護者は、家庭における健康管理や栄養管理に努め、子どもの思いを受け止めたり、励ましたりするなど精神的な支えとなる子どもの一番のサポーターです。顧問は、保護者と連携を密にし、歩調を合わせ指導していくことが大切です。周囲から支えられた部活動運営となるよう、定期的な参観の実施等により、保護者との情報交換の機会を設定し、運営方針や指導計画、保護者からの支援等について積極的に説明するなど、信頼関係を深めるための工夫をすることが大切です。

#### 2 外部指導者との連携

外部指導者は学校の取組に対する理解を深め、その目標や方針等を踏まえた適切な指導や取組を行うことが求められます。そこで、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画、具体的な指導の内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、学校、顧問と外部指導者との間で十分な連絡調整を行い、外部指導者の理解を得るとともに、相互に情報を共有し、指導が外部指導者へ任せきりにならないようにすることが大切です。

#### 3 総合型地域スポーツクラブとの連携

本市には、すべての小学校区に総合型地域スポーツクラブ（以下、スポーツクラブ）があり、多くの小学生が活動しています。中学生の中にもスポーツクラブで活動している生徒がおり、小・中学生がスポーツを通して交流したり、また地域の大人と練習・交流したりすることができる良い機会となっています。今後、更なる連携について検討していく必要があります。

#### 4 加古川市体育協会との連携

加古川市体育協会は、スポーツの普及や競技スポーツの強化等を図ることを目指し、各種行事の実施や競技会を開催しています。現在、運動部活動に所属している生徒は、体育協会の組織内にある各種目協会の協会員としても、個人の目的や目標にあった活動を行い、技術力の向上を図っております。今後、更なる連携について検討していく必要があります。

#### 5 文化関係団体との連携

現状の連携に留まらず、今後も、学校と地域がともに子どもを育てるという視点に立ち、芸術文化関係団体等の各種団体との連携や文化施設の活用による持続可能な芸術文化等の活動について検討していく必要があります。

## 第Ⅱ部

部活動を適正に推進するために

## Q 1 部活動の種目決定はどのようにしますか。

部活動の種目決定は、最終的には学校長の判断で決定しています。その中でも特に廃止の判断については、学校や地域にとって大きな問題であり、生徒数が減少傾向にある学校にとっては、現実的な問題です。以下の点に留意しながら、慎重に判断します。

### 1 部員数の問題

- 個人種目の場合、人数が少なくても大きな影響はありませんが、チーム種目の場合、試合に参加できる人数が確保できるかどうか判断のポイントとなります。また、将来的に回復が見込めるかどうかも見通す必要があります。
- 市内で同じような悩みを持つ学校と合同チームを編成する方法もあります。その際、学校間で十分協議し、具体的な運営方法まで決めておく必要があります。

### 2 指導する顧問の問題

- 教員の配置は、教員定数と教科を第一にして決まるものであり、部活動の専門的な指導技術の有無では判断していません。部活動の顧問については、専門的な指導技術の有無に関わらず、所属教員が担っています。また、複数の教員で1つの部活動を担うことが望ましいと考えています。
- 教員の負担軽減や生徒の安全面の確保等、必要に応じて外部指導者を要請する場合があります。

### 3 部を廃止する場合の留意点

最終的には学校長の判断で決定しますが、決定に至るまでには以下のことに留意する必要があります。

- 存続・廃止については、保護者や地域の意見等を取り入れながら、広く検討します。
- 廃止の方向性を打ち出した場合、生徒及び保護者にも周知し、新入部員をとらないなど、廃部に向けて計画的に進めます。
- 小学校とも連携し、小学生保護者にも周知するようにします。



## Q 2 運動部活動における合同チームの編成はどのようにしますか。

単独校でチームが編成できない場合、いきなり廃部という選択の前に、合同チームの編成について考えるのも一案です。

合同チームの編成及び大会参加について、兵庫県中学校体育連盟に規程がありますので、以下に紹介します。

《複数校合同チームによる大会参加規程より一部抜粋》

兵庫県中学校体育連盟

### 1 趣旨

参加を承認する精神はあくまでも少人数の運動部による単独でチーム編成ができないことの救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。

### 2 条件

複数校合同チームで兵庫県中学校総合体育大会並びに兵庫県中学校新人種目別大会に参加する場合は、下記の条件を満たすことが必要である。

(1) 個人種目のない以下の競技種目（6種目）に限る。

バスケットボール（5）、サッカー（11）、バレーボール（6）、  
ハンドボール（7）、軟式野球（9）、ソフトボール（9）

(2) 合同チームは、同一市郡町内で（ ）内の人数未満の学校間同士で編成することを基本とする。ただし、（ ）内の人数未満の学校が2校ない場合は、（ ）内の人数以上の学校との編成を認める。

### 3 実施にあたっての留意点

平素から部員確保の努力を十分に行っているにもかかわらず、部員がチーム編成人数に満たない場合に限り、複数校合同チーム編成ができる。

## Q3 部活動を目的とした校区外就学の規程はどうなっていますか。

本市教育委員会では、部活動を目的とした校区外就学について、下記のとおり規程を設けています。

### 1 許可基準

転入転居直前に在籍した中学校で継続的に行っていた部活動（新入学の場合は、少なくとも小学校5年生から継続的に行っている場合）が、指定された中学校になく、近隣の中学校で実施している場合は、当該部活動に入部することを条件に、その部活動のある近隣中学校への就学を許可します。（加古川市に居住する中学生のみ）

### 2 許可期間

卒業まで

※退部または理由なく長期にわたり休部した場合は、その日まで

### 3 必要書類

- (1) 校区外・区域外就学申請書（兼）誓約書
- (2) 継続的に部活動を行っていたことを証明する書類  
（スポーツクラブ等による証明書、学校長による証明書）

### 4 注意事項

- (1) 事前に学校・教育委員会と協議が必要です。
- (2) 希望する部活動のある近隣中学校が複数ある場合は、安全に通学できる経路が最も短い中学校が校区外就学の対象校となります。
- (3) 在学（校区外就学）中、部活動が存続することを保証するものではありません。
- (4) 校区外就学は必ずしも許可できるものではありません。保護者の管理下で登下校の安全が確保されるとともに、就学に支障がないと学校長が認めた場合にのみ適用し、教育委員会が許可します。
- (5) 故意に虚偽の申請をした場合や、申請理由が消滅したと認められる場合は許可を取り消します。

なお、居住実態を伴わない住民票の異動は認めておらず、実態を伴わないと疑われる場合は、教育委員会として厳正に対処します。

## Q 4 外部技術指導者の派遣はどうなっていますか。

本市教育委員会では、当該部活動顧問による技術指導が困難な場合、運動部及び文化部に、当該部活動の技術指導に優れた外部技術指導者（以下「指導者」という。）を派遣し、当該部活動の活性化を図る事業を実施しています。

指導者が単独で管理・運営するものではなく、顧問と協力して部の運営を行うことが明記されています。

今後、生徒数の減少に伴う教員定数の減少、経験豊富な教員の退職等により、専門的な技術指導のできる教員が不足することが懸念されます。その際、地域やスポーツクラブ等との連携により「チーム学校」として部活動運営を行っていく必要があります。

本市における外部技術指導者派遣要綱の一部を以下に紹介します。

### 1 指導者の役割

- (1) 中学校の部活動の指導補助
- (2) 中学校の部活動中の事故、怪我等の防止
- (3) その他中学校の部活動に必要な事項に関すること

指導者は、指導に関して部活動の顧問と十分な打ち合わせを行い、本要綱の趣旨に沿って効果的な指導を行うとともに、自己の資質の向上と研修にも努めるものとする。

### 2 指導者の条件

指導者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 当該部活動の指導について堪能かつ安全に指導できる者
- (2) 国公立諸学校の教職員以外の者
- (3) 部活動顧問による部活動の管理・運営に協力できる者

### 3 派遣申請

学校長は、前条の規定に適合し、指導者として適当であると認める者を選考し、「外部技術指導者派遣申請書」を教育委員会に提出しなければならない。なお、複数の指導者を申請する場合は、「外部技術指導者派遣申請一覧」をあわせて提出しなければならない。

### 4 委嘱

教育委員会は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、指導者派遣の要否及び指導者の適否を決定し、学校長にその旨を通知するとともに、指導者として派遣することを決定した者に対し、委嘱状を交付する。

<参照：P 8 3 (3) 部活動における指導のあり方 家庭・地域との連携>

## Q5 ノー部活デーの基準はどのようになっていますか。

県教育委員会では、「教職員の勤務時間適正化推進プラン」において、教職員の負担軽減やスポーツ障害や燃え尽き症候群等の防止、学業や地域活動との両立、家族とのふれあいの観点から、ノー部活デーの取組を徹底するとしています。

本市教育委員会においても同様に、ノー部活デーの取組を推進しています。ノー部活デー実施により期待できる効果として、以下のことが挙げられています。

- ・休養や規則正しい生活は、ケガの防止や効率的な体力向上に効果
- ・家族とのふれあいや趣味等の時間をもつことで、心身をリフレッシュ
- ・地域のスポーツクラブ等に参加することで地域と交流

以下、各学校が主体となって取り組む内容について整理します。

### 1 ノー部活デーの基準

- 平日最低週1日以上ノー部活デーを学校単位で実施する。
- 土曜日、日曜日等の休業日は、各週土日等で1日以上ノー部活デーを部活動単位で実施する。長期休業中も学期中に準じる。
- 学校閉庁日（8月13日～15日）、年末年始（12月29日～1月3日）はノー部活デーとする。
- 1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度とする。なお、週当たりの活動時間は、16時間を超えないこととする。

### 2 保護者の理解

- 保護者の理解を得るため、部活動ガイドライン指針に基づき、部活動懇談会及び学校だより、部活動だより、ホームページ（HP）等を活用し、ノー部活デーの趣旨と実施日を周知する。

### 3 その他

- 1日の活動時間の基準に合わせ、月間練習計画表を作成し、効果的な練習を行う。
- 各競技大会の目的・内容・経費負担等を十分検討し、参加する大会を精選することとする。

<参照：P6 3（3）部活動における指導のあり方 ゆとりある生活の確保>



## Q6 小学校の課外における体育活動はどのように考えればいいですか。

小学校では、学習指導要領において、部活動についての明確な規定はありません。ただし、小学校学習指導要領解説体育編では、「運動部の活動は、主として放課後を活用し、特に希望する児童によって行われるものであるが、児童の能力や適性などを考慮し、教師などの適切な指導の下に、自発的、自主的な活動が適正に展開されるよう配慮することが大切である」との記述があります。

小学校段階におけるスポーツ活動は、発達の観点からいろいろな運動に触れ、体を動かす楽しさを味わうことにあります。

学校教育の一環として小学校の課外における体育活動として運動部の活動を行う場合は、以下の1、2に留意する必要があります。

### 1 教員の服務上の扱い

土曜日等勤務を要しない日に行われる大会等には、中学校の顧問同様4号業務として引率することができます。その際、「教員特殊業務手当実績簿」「大会要項」等共催主催の確認のできるものがが必要です。

### 2 必ず当該校の教員が顧問に

校務分掌上に位置付け、校務として行われる活動ですから、当該校の教員が顧問をするのは必須条件です。

#### 学校外のスポーツ団体

##### ○ 少年団

加古川市では、子ども会活動を「少年団」という名称で行っています。子どもたちは各地域の「隊」で、ソフトボール・バレーボールを行っている地域が多くあります（地域によっては「子ども会」の名称で活動しています）。

##### ○ クラブチーム

社会体育のクラブチームや企業、NPO法人が運営するクラブチームがあります。学校教育とは一線を画しています。

##### ○ NPO法人加古川総合スポーツクラブ

加古川市には市民が日常生活の中で自発的にスポーツを楽しみ、健康・体力を維持増進することを目的に設立された総合型地域スポーツクラブがあります。中学校区を単位とした12エリアにおいて31のスポーツクラブがあり、現在、約3,200人が活動しています。（平成30年8月1日現在）



## Q7 必要な経費の取扱いはどのようにすればいいですか。

部活動の経費には、①学校配分予算による経費、②生徒会等の会計からの経費、③生徒（保護者）の個人負担による経費、④教育委員会からの経費などがあります。いずれも、その取扱いに疑問をもたれることのないよう、適正な会計処理をする必要があります。

### 1 適正な会計処理

部活動の経費にはさまざまな財源から支給されるものがあり、その目的も選手旅費、用具購入費など、一定の目的をもって支給あるいは徴収されます。したがって、その都度精算していくことが必要で、残金を他の目的の経費に充てることは、会計が不明確になるため適切ではありません。

### 2 経費の保管等

現金を取り扱う場合は、金庫で保管することとし、会計報告が必要な経費については通帳を作成して金融機関に入金することとします。また、業者等への支払いは可能な限り口座を利用することとし、現金を取り扱う場合は、現金として手元においておく期間ができるだけ短くなるようにします。

### 3 会計報告

生徒（保護者）から部費として徴収する場合は、会計報告が必要です。その際、入金から通帳と印鑑の保管、出金、支払い、会計報告の作成まで、徴収金マニュアルを参考にするなど、不正が起こらないような仕組みをつくることが大切です。その際、会計担当者及び監査として保護者に協力を求めることも有効です。

### 4 個人負担の軽減

ユニフォームやチームウェア、用具等の個人負担の経費については、できるだけ保護者の負担を軽減するように配慮するとともに、その必要性や明細を説明し、保護者の理解を得る必要があります。



## Q 8 熱中症に対する練習中止や中断の判断基準はありますか。

練習前及び活動季節や時間帯によっては、必要に応じて適宜、気温・湿度を確認し、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）に示される環境条件の評価（下図）を参考に、活動の可否を判断します。なお、文化部についても、この指針に準ずることとなります。

### 1 熱中症予防運動指針

熱中症予防運動指針			
WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃	運動は原則中止
31	27	35	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼	<b>嚴重警戒</b> (激しい運動は中止)
28	24	31	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻りに休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼	<b>警戒</b> (積極的に休憩)
25	21	28	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼	<b>注意</b> (積極的に水分補給)
21	18	24	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼	<b>ほぼ安全</b> (適宜水分補給)
			WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。



(公財) 日本スポーツ協会より抜粋

### 2 熱中症予防のための指導のポイント

- ① 直射日光の下で、長時間にわたる運動やスポーツをさせることは避けましょう。
- ② 屋外での運動やスポーツを行うときは、帽子をかぶらせ、できるだけ薄着をさせましょう。
- ③ 屋内外に関わらず、長時間の練習はこまめに水分や塩分を補給し、適宜休憩を入れましょう。また、終了後の水分・塩分補給も忘れずにしましょう。
- ④ 常に健康観察を行い、生徒の健康管理に注意しましょう。
- ⑤ 生徒の運動技能や体力の実態、疲労の状態等を把握するように努め、異常が見られたら速やかに必要な措置をとりましょう。
- ⑥ 生徒が心身に不調を感じたら申し出て休むよう習慣付け、無理をさせないようにしましょう。

独立行政法人日本スポーツ振興センターより抜粋

## 引用・参考文献

- ・中学校学習指導要領（平成 20 年 3 月 文部科学省告示）
- ・中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月 文部科学省告示）
- ・「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書～一人一人の生徒が輝く運動部活動を目指して～」（平成 25 年 5 月 運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議）
- ・「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 3 月 スポーツ庁）
- ・「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 12 月 文化庁）
- ・「いきいき運動部活動（4 訂版）」（平成 30 年 9 月 兵庫県教育委員会）
- ・「教職員の勤務時間適正化推進プラン」（平成 29 年 4 月 兵庫県教育委員会）
- ・「複数校合同チームによる大会参加規程」（平成 28 年 4 月 兵庫県中学校体育連盟）
- ・「部活動顧問ハンドブック～児童・生徒の充実した学校生活の実現に向けて～」（平成 19 年 東京都教育委員会）
- ・「部活動ハンドブック」（平成 22 年 3 月 横浜市教育委員会）
- ・「中学校における部活動ガイドライン」（平成 25 年 3 月 鳥取市教育委員会）
- ・「中学校・高等学校運動部活動指導資料」（平成 25 年 8 月 群馬県教育委員会）
- ・「運動部活動指導の手引」（平成 26 年 1 月 長崎県教育委員会）
- ・「加西市中学校部活動ガイドライン」（平成 30 年 10 月 加西市教育委員会）
- ・「加東市部活動指導方針」（平成 31 年 1 月 加東市教育委員会）

### 【平成 30 年度加古川市部活動のあり方検討委員会 委員】

森田 啓之	兵庫教育大学准教授（委員長）
畑 邦夫	加古川市 P T A 連合会
福田 幸夫	N P O 法人加古川総合スポーツクラブ理事長
石坂 文昭	加古川市体育協会副会長
松尾 達弥	加古川市立加古川中学校長
工藤 昌彦	中学校体育連盟担当校長
山野 貴史	市教育委員会教育総務課副課長
島津 尚應	市教育委員会学務課副課長
大山 貴史	市教育委員会社会教育・スポーツ振興担当課長
神吉 直哉	市教育委員会学校教育課長
境 眞稔	市教育委員会青少年育成課副課長

### 【平成 30 年度加古川市部活動のあり方検討準備委員会 委員】

松尾 達弥	加古川市立加古川中学校長
工藤 昌彦	中学校体育連盟担当校長
大山 貴史	市教育委員会社会教育・スポーツ振興担当課長
神吉 直哉	市教育委員会学校教育課長
加藤 勉	市教育委員会教育研究所長
境 眞稔	市教育委員会青少年育成課副課長
長谷中史敏	市教育委員会少年愛護センター所長





平成 31 年 3 月発行

加古川市教育委員会 〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000

電話 079 (427) 9354 FAX 079 (421) 4422